

みなとみた

2025 **6**
No.170

一般社団法人 三田労働基準協会報

CONTENTS

労働行政ニュース ●2～11

令和7年度東京労働局行政運営方針／令和7年度全国安全週間実施要綱(抜粋)／
「私の安全衛生宣言」募集!／第21回東京産業安全衛生大会 Safe Work TOKYO
2025／改正育児・介護休業法のポイント／労働保険の年度更新について

厚生労働省／東京労働局／三田労働基準監督署

ハローワークしながわインフォメーション ●12～13

最近の雇用失業情勢／求人者訪問サポート

協会だより ●14～16

2025年度「定期総会」開催される／三田労働基準協会役員名簿／2024年度正味財産
増減計算書(抄)／2025年度収支予算書(抄)／講習会等のご案内

最新の講習会情報メール配信のご案内

当協会の講習会案内を、メールで受け取ることができます。ご活用いただけますようご案内いたします。配信をご希望の方は、下記メールアドレスに、「配信を希望する」旨とともに、①「会社名」②「会社所在地」③「電話及びFAX番号」④「今後も郵送による案内ご希望の有無」、をご記入の上、メールをお送りください。

mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp (講習会用)

*この会報は、当協会のホームページのトップページ右列下にも掲載しております。
会報の郵送を希望されない方はご連絡ください。



令和7年度 東京労働局行政運営方針

●スローガン

働く人と職場の未来をつなぐTOKYO2025

〈東京の労働行政Profile 2025 から抜粋〉

第1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援

■東京都地方版政労使会議（東京労働懇談会）の実施

令和7年1月29日に東京都地方版政労使会議（東京労働懇談会）を開催しました。
 鰐淵厚生労働副大臣、小池東京都知事をはじめ、行政機関、労使団体等の関係者が出席し、「賃金引上げに向けた取組について」をテーマに、賃上げに対する取組を中心に地域における重要な課題についての意見交換が行われました。



オリジナルキャラクター
【さいいちん犬】

■最低賃金制度の適切な運営

1 東京都最低賃金（地域別最低賃金）の改正

時間額：1,163円（50円引上げ）

発効日：令和6年10月1日

2 東京都最低賃金の周知広報

- 書道パフォーマンス動画による周知
- 車内ビジョンでの放映
- 東京労働局公式「X」への投稿
- 労使団体に対する周知要請

3 監督指導による最低賃金の履行確保

■中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援

1 業務改善助成金

最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の皆様の生産性向上に向けた支援を行います。

●活用例

<飲食店>

料理の仕込みを効率化するため、高性能製氷機とコールドテーブル（作業台兼冷凍冷蔵庫）を導入。

仕込み時間75%減
料理提供までの時間50%減

→ 全員の時給
90円up!



2 働き方改革推進支援助成金

生産性を向上させ、労働時間削減、勤務間インターバル制度の導入等に向けた環境整備に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様の支援を行います。

●活用例

<歯科医院>

時間外・休日労働時間を縮減し、月60時間以下に上限を設定。

時間単位の年次有給休暇の規定を導入。

□腔内の型取り作業等を効率化するため、
□腔内スキャナーを新たに導入

→ 36協定の時間外・
休日労働時間を
月60時間以下に
縮減!



2 非正規雇用労働者への支援

■非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化を行う企業への支援

1 非正規雇用労働者の状況

東京の非正規雇用労働者の数・割合は増加傾向にある。

2 キャリアアップ助成金の活用勧奨

キャリアアップ助成金により、非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善、年収の壁を意識せず働くことのできる環境づくり等を後押しします。

●主なコース

- ・「正社員化コース」…正社員化による賃上げ支援
- ・「賃金規定等改定コース」…賃金規定の改定による賃上げ支援
- ・「社会保険適用時処遇改善コース」…年収の壁を意識せず働ける環境づくりの支援

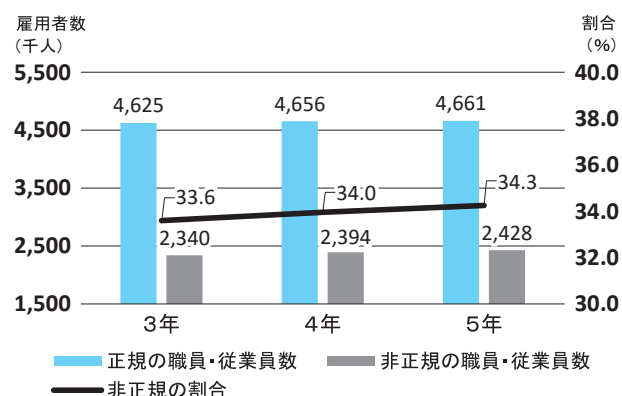
3 労働基準監督署と連携した同一労働同一賃金の遵守の徹底

労働基準監督署による定期監督等において同一労働同一賃金について確認し、待遇の状況を把握した後、雇用環境・均等部において、パートタイム・有期雇用労働法に基づく不合理な待遇差の解消等に向けた指導を行います。

●東京働き方改革推進支援センターとの連携

働き方改革推進支援センターによるワンストップ相談窓口やコンサルティング、セミナーの実施等、非正規雇用労働者の処遇改善や短時間正社員制度の導入等に向けたきめ細やかな支援に連携して取り組みます。

東京都の正規・非正規の雇用者数・割合の推移（役員を除く）



東京都「東京の労働力 令和5年平均結果」(総務省統計調査)より

	4年度	5年度	6年度 (12月まで)
相談件数	3,706件	3,880件	2,345件
セミナー開催回数	167回	195回	140回
コンサルティング件数	1,859件	2,932件	2,328件

東京働き方改革推進支援センターの支援状況

第2 人材確保の支援の推進、人への投資（略）

第3 多様な人材の活躍促進（略）

第4 職場環境改善に向けた取組

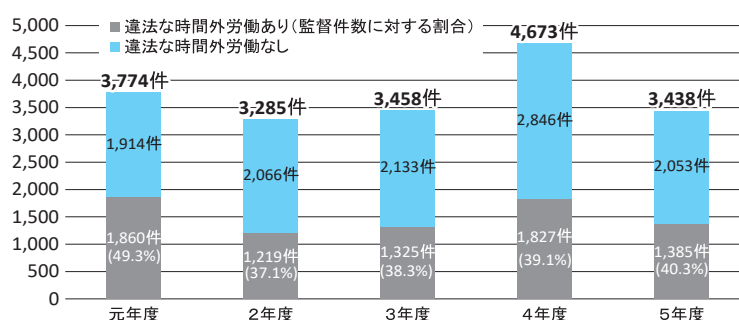
1 安全で健康に働くことができる環境づくり

■長時間労働の抑制

1 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止

時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、監督指導を実施します。

時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等への監督件数（東京）



2 過労死等防止計画指導

一定期間内に複数の過労死等を発生させた企業に対しては、企業の本社を管轄する都道府県労働局長から「過労死等の防止に向けた改善計画」の策定を求め、同計画に基づく取組を企業全体に定着させるための助言・指導（過労死等防止計画指導）を実施します。

3 建設事業・自動車運転業務・医師等（令和6年度適用開始業務等）に対する支援

建設事業・自動車運転業務については、ハローワークが実施する人手不足産業に係る雇用管理改善の取組と連携して説明会を開催するほか、関係機関と連携し、民間工事発注者や荷主等も含めた業界全体に対する総合的な支援を行います。

医師については、東京都と連携し、医療勤務環境改善支援センターを通じて医療機関への支援を実施します。

■労働相談等への対応

都内20か所の総合労働相談コーナーにおいて、労働問題に関するあらゆる相談に対応します。

労働基準法違反の申告があった場合には監督指導を実施し、民事上の個別労働紛争について相談者の申出があった場合には、「労働局長による助言・指導」や「紛争調整委員会によるあっせん」によって解決を促します。

また、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」、「パートタイム・有期雇用労働法」及び「労働施策総合推進法」に関する相談については、適切に事業主に対する助言指導等を行うほか、現に生じている紛争については、援助及び調停による解決を図ります。

■労働条件の確保・改善対策

1 法定労働条件の履行確保等

事業場における基本的な労働条件の枠組み及び管理体制を確立させ、これを定着させるよう、労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。

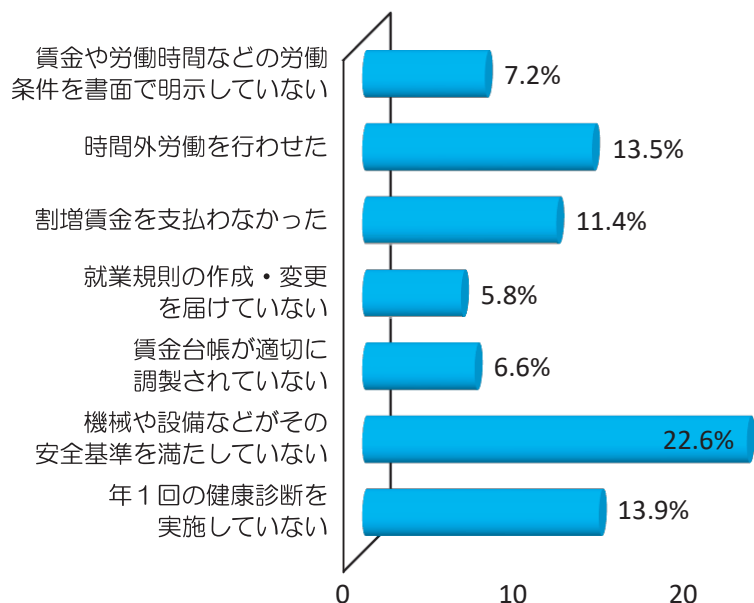
2 未払賃金立替払制度の迅速・適正な運用

企業倒産に伴い賃金の支払を受けられないまま退職した方の救済を図ります。

3 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

外国人労働者、自動車運転者、障害者の労働環境を適正なものとするため、関係機関との連携のもと労働基準関係法令の遵守徹底を図ります。

定期監督などにおける主な法違反の内訳（東京：令和5年）



■労働災害防止対策の推進

1 第14次東京労働局労働災害防止計画の推進

東京労働局では「第14次東京労働局労働災害防止計画」に基づき、建設業や第三次産業をはじめとした労働災害防止対策、メンタルヘルス・健康確保対策等を一層推進します。

（計画期間 2023年度から2027年度までの5年間）

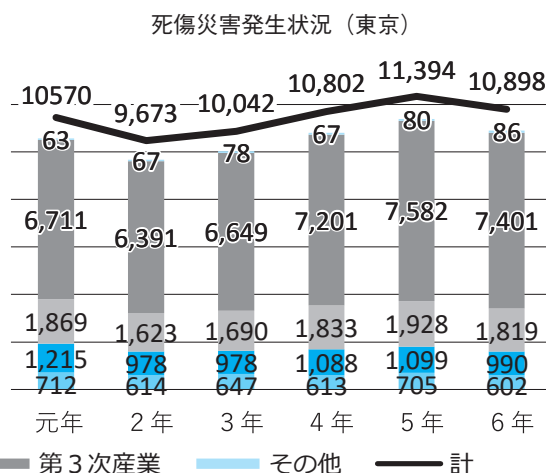
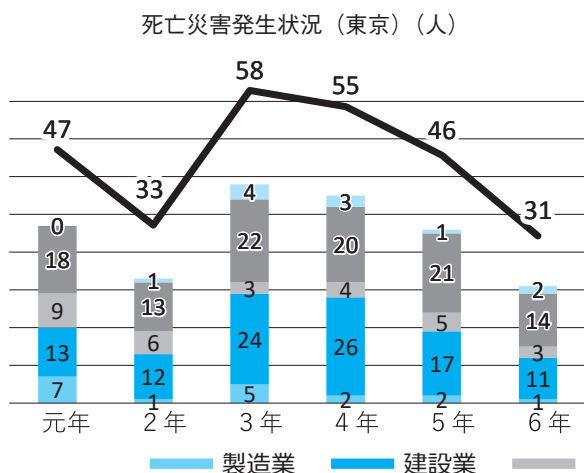
「トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」」

【基本目標】

死亡災害：2027年までに、2022年と比較して5%以上減少

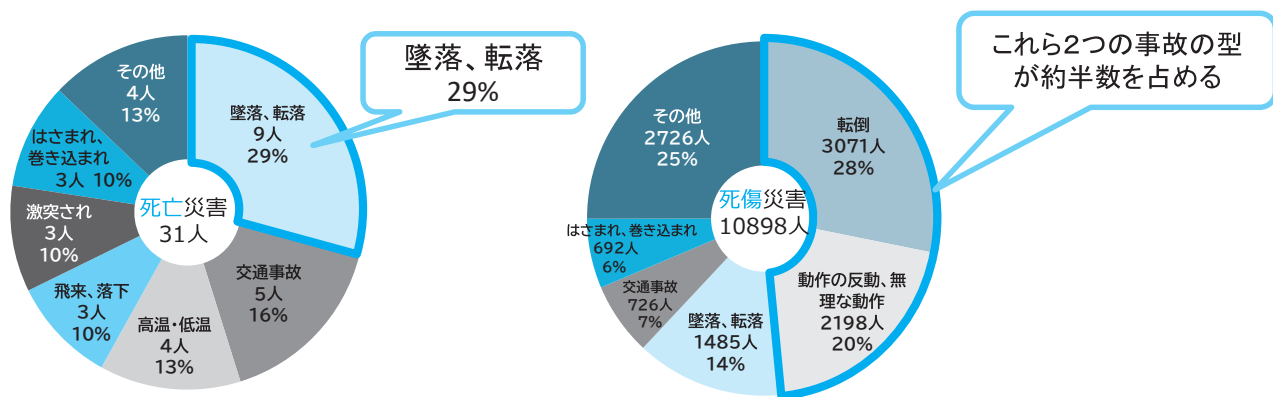
死傷災害：2027年までに、2022年と比較して5%以上減少





注1：新型コロナ除く 注2：令和6年は令和7年1月末日現在の速報値

令和6年 事故の型別労働災害発生状況



※件数の少ない事故の型はその他に含まれています。

2 死亡災害の撲滅を目指した労働災害防止対策の徹底

建設業における墜落・転落防止対策の徹底、陸上貨物運送事業・ビルメンテナンス業等に対して労働災害防止対策の徹底を図ります。

3 行動災害及び高齢労働者への労働災害防止

小売業や介護施設における転倒や腰痛などの労働災害の防止に向け、管内のリーディングカンパニー等を構成員とするSAFE協議会の運営、自主的な安全衛生活動を支援する取組等を進めます。

「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）により安心して安全に働ける職場環境の実現を推進します。

高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の健康保持増進等の取組が進むよう、エイジフレンドリー補助金の利用促進を図ります。

4 労働者の健康確保対策の推進

(1) メンタルヘルス対策

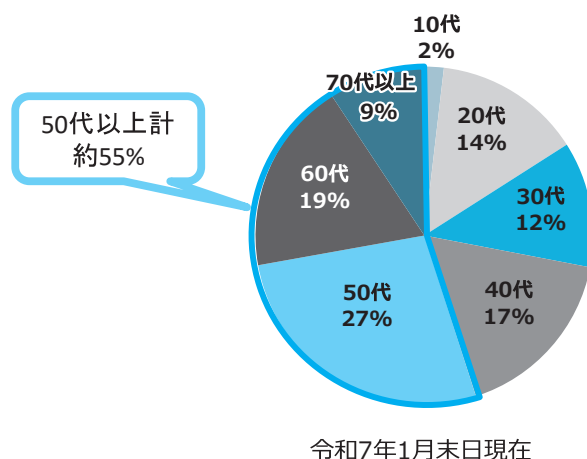
ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策等の推進のため、指導・援助を行います。

また、産業保健総合支援センター等の活用を促す等によりメンタルヘルス対策の取組の促進を図ります。

(2) 治療と仕事の両立支援

事業者向けセミナー等を通じて、両立支援に係る取組の促進を図ります。

令和6年 労働災害の年齢別発生状況（東京）



令和7年1月末日現在

5 化学物質等による健康障害防止対策の推進

(1) 新たな化学物質規制

危険性・有害性が把握されているすべての化学物質について、ラベル表示、安全データシート（SDS）の交付、リスクアセスメントの実施、同結果に基づくばく露防止のための措置の実施等、事業者の主体的な取組が進むよう、指導・援助等を行います。

(2) 石綿ばく露防止対策

建築物等の解体・改修作業時の石綿ばく露を防止するため、建築物石綿含有建材調査者講習等の修了者による調査をはじめとする対策の取組を推進します。

(3) 熱中症対策

暑さ指数を活用した熱中症予防対策の徹底を図ります。

また、5月から9月までの間「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を実施し、職場における熱中症予防対策の取組を強化します。

■労災保険給付の迅速・公正な処理

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷または病気になった場合、ご本人やご遺族が必要な保険給付等を迅速に受けられるよう、効率的な処理に努めます。

また、近年、増加している精神障害をはじめとして、脳・心臓疾患、石綿関連疾患等に係る労災請求についても、認定基準等に基づいた迅速処理に努めます。

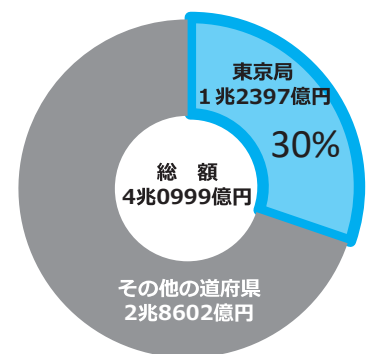
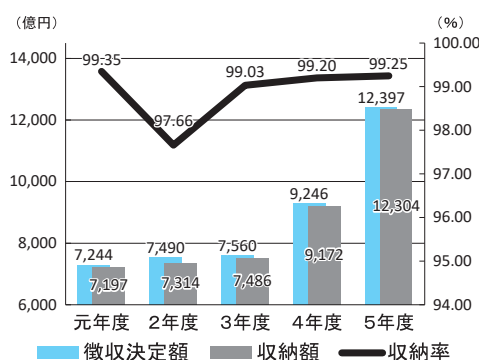
第5 労働保険適用徴収業務の適正な運営

1 労働保険の適用徴収

■労働保険料の適正な申告・納付の促進

労働保険相談窓口等における周知、労働保険年度更新の円滑な運営により、適正な申告・納付を促進します。

労働保険料徴収決定額・収納額と収納率の推移（東京労働局管内）



厚生労働省 労働保険の適用徴収状況（年報）より

■労働保険の未手続事業一掃対策の推進

令和5年度は、東京局において把握した未手続事業14,593事業場に対し加入勧奨・手続指導を行い、7,943事業場（54%）について成立させました。

他の行政機関との連携、集中的な広報活動等により、労働保険の未手続事業の解消に取り組めます。

東京局管内における適用事業場数は、全国の適用事業場数（344万1,264事業場）の14.4%を占めており、事務組合への委託率は34.9%です。（令和5年度末現在）

■特別加入制度の拡大

労災保険特別加入制度の対象に特定フリーランス事業を追加する改正省令等が令和6年11月に施行されました。今まで労災保険の特別加入の対象になっていなかった幅広い業種のフリーランスが新たに特別加入の対象となったことを踏まえ、新たに特定フリーランス事業に係る特別加入団体として承認を受けようとしている団体に対して、引き続き丁寧な説明等適切な対応に取り組めます。

令和7年度 全国安全週間実施要綱（抜粋）

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で98回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和6年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上之死傷災害は前年同期よりも増加しており、平成21年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、高年齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次3年目となる令和7年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和7年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

多様な仲間と 築く安全 未来の職場

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主 唱 者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協 賛 者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協 力 者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実 施 者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2025

「私の安全衛生宣言」募集！

東京労働局では、官民一体となった労働災害防止等の取組を推進しています。この取組の一環として、「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2025」を開催し、職場における労働者自身の安全衛生宣言を広く募集します。多数のご応募をお待ちしております。

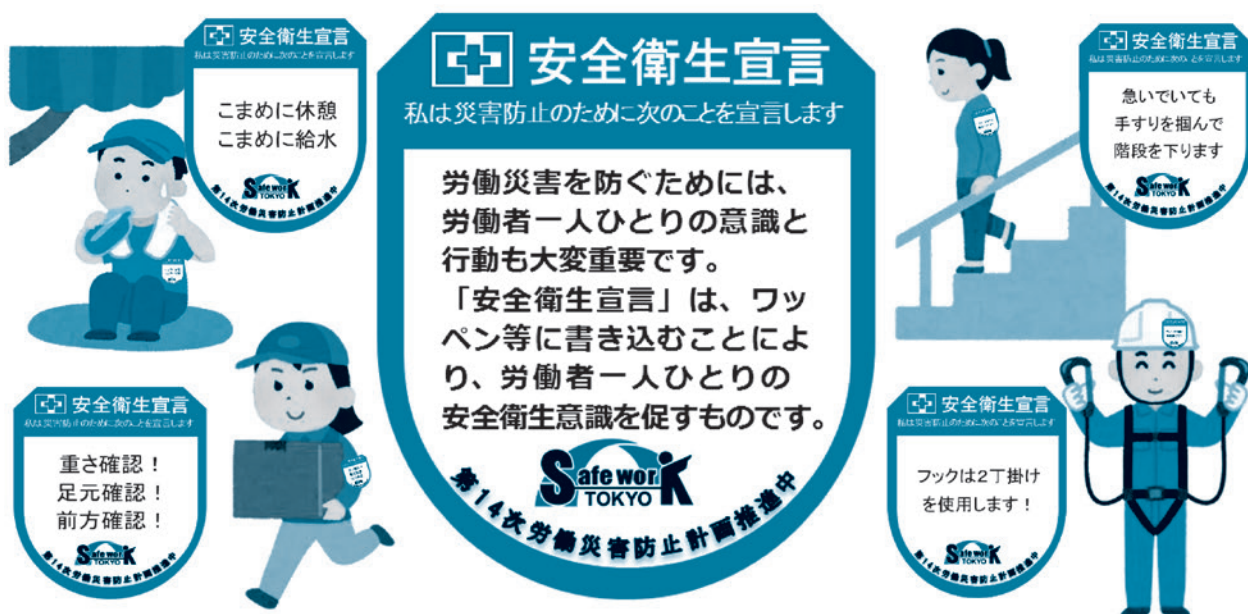
募集期間：2025年7月1日（火）～10月7日（火）（東京労働局HP）

応募資格：都内の事業場で働いている方

応募方法：電子メール又は応募フォーム（裏面参照）

発表：入選された方に直接連絡いたします

表彰式：2025年12月頃



昨年度の安全衛生宣言コンクール受賞作品

○優秀作品賞

- 安全部門・うまくやるより安全に 早くやるより確実に 作業手順守って安全作業
・ささいなことでも 指さし確認！ その一瞬が防ぐ事故
労働衛生部門・水分・塩分 補給の徹底！ 皆で声かけ 体調確認！
・過信せず 業務前には 腰痛予防体操をします。

○奨励賞

- 安全部門・忙しい時こそ 一呼吸 心のゆとりで安全確認・事故防止
労働衛生部門・化学物質使用時は SDSをまず確認！ 正しい保護具で 防ぐ疾病
・もう少し あと少しで オーバーヒート ゆとりをもって クールダウン

主催：東京労働局、（公社）東京労働基準協会連合会

第21回 Safe Work TOKYO 2025 東京産業安全衛生大会

第14次労働災害防止計画推進中



トップが発信！ みんなで宣言
一人一人が「安全・安心」

安全衛生表彰

安全劇

災害（怪我）の影響は被災者だけではない
SG・コスモス株式会社

事例発表

- 当事業場における安全衛生活動について
株式会社竹中工務店・共立建設株式会社共同企業体
(仮称)ドコモ代々木第二ビル新築工事
株式会社竹中工務店 東京本店
- 花王グループにおける転倒防止の取組み(仮)
花王株式会社 人材戦略部門 健康開発推進部

特別講演

“確認すべき安全”を見失わないために：デジタル活用の
前に考えるべきこと

独立行政法人労働者健康安全機構
労働安全衛生総合研究所
研究推進・国際センター
首席研究員 濱島 京子

参加費無料

日時

令和7年

7/4 金

13:30~17:00

場所

一ツ橋ホール

東京都千代田区一ツ橋2-6-2

主催：東京労働局 各労働基準監督署（支署）

公益社団法人東京労働基準協会連合会 各地区労働基準協会

協賛：（一社）東京経営者協会 日本労働組合総連合会東京都連合会 建設業労働災害防止協会東京支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会東京都支部会 港湾貨物運送事業労働災害防止協会東京支部

林業・木材製造業労働災害防止協会東京都支部 （一社）日本ボイラ協会東京支部 （一社）日本クレーン協会東京支部

（公社）ボイラ・クレーン安全協会東京事務所 （公社）建設荷役車両安全技術協会東京都支部

東京都社会保険労務士会 （独）労働者健康安全機構東京産業保健総合支援センター

後援：東京都 特別区長会 東京都市長会 東京都町村会

改正育児・介護休業法のポイント

令和7年4月1日から、改正育児・介護休業法が段階的に施行されています。

① 男性の育児休業取得率等の公表（4/1 施行）

- ・これまで労働者数が1001人以上の企業に義務付けられていましたが、改正により対象が301人以上の企業に拡大されています。
- ・事業年度終了後おおむね3か月以内に公表することとされていますので、3月決算の場合は、6月末が公表期限の目安となっています。期限までに「両立支援のひろば」等で公表しましょう。

② 柔軟な働き方を実現するための措置（10/1 施行）

- ・3歳から小学校就学前の子を養育する労働者のために、以下の①～⑤の中から2つ以上を選択して就業規則等に規定することが義務化されます。措置を講じる際には、事前に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、ない場合は労働者の過半数を代表する者の意見を聴くこととされています。ニーズを踏まえて、事業所の実態に合った措置を規定し、10月以降希望する労働者が利用できるようにしましょう。

- ① 始業時刻等の変更（フレックスタイム制 or 時差出勤）
- ② テレワーク等（10日以上／月）
- ③ 保育施設の設置運営等
- ④ 養育両立支援休暇の付与（10日以上／年）
- ⑤ 短時間勤務制度（1日の所定労働時間を原則6時間とする措置を含む）

この他に、4月1日から、以下についても改正されています。

就業規則等の規定・修正や、従業員に周知出来ているか、ご確認ください！

- ☐ 介護に直面する前（40歳等）の労働者、介護に直面した旨の申出をした労働者に対し、介護休業・介護休業給付等の制度や申出先（例：人事部など）の情報提供等を行うことが義務化
- ☐ 子の看護休暇の対象者を、小学校3学年修了までの子を養育する労働者に拡大。また、取得事由について病気・けが、予防接種・健康診断に加え、感染症に伴う学級閉鎖等や入園（入学）式・卒園式を追加
- ☐ 子の看護休暇及び介護休暇について、労使協定で除外可能な労働者を「週の所定労働日数が2日以下の者」に限定 等

● 東京労働局 HP（特設ページ）

改正法解説動画、厚生労働省作成規定例、QA等を掲載しています。

【お問合せ先】

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課（育介法担当） 電話03-3512-1611



◆労働保険の年度更新について◆

1 労働保険の年度更新とは

事業主は、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付と前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付の手続きが必要です。これが「年度更新」の手続です。

この年度更新の手続は、本年度は6月2日(月)から7月10日(木)までの間に行ってください。

2 年度更新申告書の作成について

(1) 申告書の作成に当たっては、申告書に同封されている「令和7年度 労働保険 年度更新 申告書の書き方」をご覧ください、併せて、厚生労働省HP内の「年度更新申告書計算支援ツール（継続事業用）」を是非ご利用ください。

(2) 申告書の書き方等について、コールセンターを開設していますのでご活用ください。

開設期間：令和7年7月18日(金)までの9時～17時（土・日は除く。）

電話番号：0120 - 256 - 376

(3) 令和7年度の保険料率

ア 令和7年度の労災保険率に変更はありません。

イ 令和7年度より、雇用保険率は1000分の1引下げ変更となっています。

・ 15.5/1000→14.5/1000（一般の事業）

・ 17.5/1000→16.5/1000

（農林水産・清酒の事業）

・ 18.5/1000→17.5/1000（建設の事業）

(3) 窓口での提出

申告書の書き方がわからない方は、申告書及び賃金関係資料を持参の上、東京労働局又は管轄の監督署（集合受付会場）へお越しください。

(4) 電子申請による提出

電子申請なら、自宅やオフィスのパソコンから24時間いつでも申告することができます。

なお、特定の法人の事業場については、電子申請による申告書の提出が義務化されています。

詳細は「申告書の書き方」をご覧ください。

(5) 電子納付（Pay-easy）

令和7年度から年度更新でも労働保険料等の電子納付が可能となりました。領収済通知書（納付書）を用いてインターネットバンキングから電子納付（Pay-easy）による納付ができます。

対象となる金融機関等（インターネット専門銀行）については、厚生労働省HPで確認することができます。

(6) 口座振替

労働保険料は「口座振替」が便利です。申込用紙を金融機関の窓口へ提出するだけで、手数料もかからず、保険料の引き落としも通常の納期限から最大約2カ月のゆとりができます。

なお、令和7年度第1期・全期（7/10期限）分の受付は終了していますので、第2期分以降又は来年度の納付からのご利用を検討ください。

3 申告書の提出及び労働保険料の納付について

(1) 郵送による提出

申告書に郵送提出用封筒が同封されていますので、納付書を切り離して、提出用の申告書を東京労働局あてに郵送してください。

なお、事業主控に受付印が必要な場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

(2) 金融機関への提出

申告書と納付書を切り離さずに、保険料を添えて金融機関窓口へ提出してください。申告書の控えと保険料領収書を忘れずに受取ってください。

4 申告書受理・相談（集合受付）コーナー

申告書受理・相談コーナー（集合受付）を設置しますので、ご利用ください。

日時：6月30日(月)～7月10日(木)

9時30分～16時30分（土・日は除く。）

場所：三田労働基準監督署1階会議室

〈お問合せ先〉

三田労働基準監督署 労災課 Tel.03-3452-5472

最近の雇用失業情勢

○令和7年4月の雇用失業情勢のポイント（全国）

☆完全失業率（季節調整値）2.5％であり、前月と同率。

☆完全失業者数（季節調整値）は、前月より3万人増加し、176万人。（原数値は188万人で、前月比5万人増加）

☆就業者数（季節調整値）は、前月より4万人減少し、6,804万人。

☆雇用者数（季節調整値）は、前月より2万人増加し、6,163万人。

☆主な産業別就業者を前年同月と比べると、「医療、福祉業」「サービス業（他に分類されないもの）」「教育、学習支援業」などが増加している。

☆令和7年4月の有効求人倍率（季節調整値）は1.26倍であり、前月と同水準。

☆令和7年4月の新規求人倍率（季節調整値）は2.24倍であり、前月より0.08ポイント低下。

内閣府の月例経済報告（令和7年5月）「景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。」

「雇用情勢は、雇用情勢は、改善の動きがみられる。人手不足感が高い水準となっている。」

項 目	新規求人倍率			有効求人倍率			就職者数	求人充足数
	全国	東京	品川	全国	東京	品川		
4年度	2.30	3.20	14.76	1.31	1.60	6.89	6,330	8,929
5年度	2.28	3.59	16.25	1.29	1.78	7.45	6,415	9,189
6年度	2.26	3.65	16.46	1.25	1.76	7.25	6,381	8,997
7年4月	2.24	3.66	12.39	1.26	1.79	6.82	7,170	9,704

（注意）1. 月別の求人倍率は全国、東京が季節調整値、品川所が原数値、各年度の求人倍率は原数値です。

2. 就職者数、求人充足数は都内ハローワーク全体の原数値、各年度は平均値です。

3. 就職者数、求人充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイムを含んだ数値です。

4. 季節調整値はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）により毎年1月分の公表に併せて「季節調整値替え」が行われます。

○都内ハローワーク窓口の求人・求職状況（令和7年4月、数字はすべて原数値）

都内の求人・求職の動きを見ると、有効求人数は359,458人（前年同月比4.1％減）で、7か月ぶりに連続で前年同月を上回った。また、新規求人数は128,695人（前年同月比12.2％増）で、2か月連続で前年同月を上回った。

一方、有効求職者数は214,096人（前年同月比2.2％増）で、19か月連続で前年同月を上回った。また、新規求職者数は47,127人（前年同月比2.9％増）で、2か月連続で前年同月を上回った。

就職件数は7,170件で、前年同月より2.7％減となった。一般、パート別の状況をみると、一般は3,371件（前年同月比4.2％減）、パートは3,799件（前年同月比1.4％減）であった。

東京都産業労働局「東京の企業倒産状況」（㈱東京商工リサーチ調べ）によれば、4月の都内の倒産件数は148件と20か月連続で前年同月を上回った。業種別件数では、サービス業（31件）、卸売業（29件）、情報通信業（19件）、小売業が同数（19件）の順となった。

☆ハローワーク品川では、労働市場情報・求人・求職・賃金情報等の情報提供をしております。

ハローワーク品川 産業雇用情報官（TEL 03-5419-8609 部門コード37#）

ハローワーク品川の職員が求人事業所を訪問し、求人に関するお悩みをサポート／

求人者訪問サポート

応募者が来ない・・・ 応募はあるけど採用に至らない・・・
求人票の効果的な記載方法を知り、応募者を増やしたい・・・ 等々
求人者のお悩み、ハローワークがサポートいたします！

▶ここがポイント!!

事業所訪問型のため、じっくりゆっくり相談可能

求人のお申し込み時に来所いただく場合は、求人内容の確認に多くの時間がとられてしまいがちです。

また、求人者マイページでのお申し込みも、きめ細かな相談はなかなか難しいところです。

予約制かつ事業所訪問型のため、効率的かつ“相談”に特化したきめ細かなサポートが可能です。



事前問診型のため、お悩みを的確サポート

お申し込み時・日程調整時に、悩みごとをあらかじめ問診いたします。

問題点、ご案内すべきことを事前に把握したうえでの訪問になりますので、ポイントを押さえた的確なサポートや情報提供が可能です。



▶利用方法（事前予約制）

① ハローワーク品川のホームページよりお申し込みください

ハローワーク品川 > ご利用案内 > 求人者訪問サポートについてはこちらをクリック

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list/shinagawa/kyushokusha/news_topics/041001.html

② お電話にて訪問日時の調整及び問診を実施

③ ハローワーク品川の職員が事業所を訪問のうえサポート



事業所第一部門

〒108-0014 東京都港区芝5-35-3 TEL : 03-5418-7301 FAX : 03-3453-1628

2025年度「定期総会」開催される

5月27日(火)午後4時から東京プリンスホテル「サンフラワーホール」において、多数の会員様ご出席のもと2025年度定期総会が開催されました。定期総会開会の宣言のあと松岡茂喜会長より、アメリカのトランプ政権による関税措置への懸念で先行きが不安であるが、協会の業務運営が以前のように活気あるものになっていくことを願うこと、今年度の東京労働局行政運営方針では、労働者が健康で安心して働ける職場をつくり、豊かでゆとりある生活が送れることを目指していることの紹介、労働基準関係法制研究会の提言で法制化されるものなどの新しい情報を発信するなど、会員の皆様に役立つ活動を進めたいとの挨拶に続き、2024年度財務諸表承認の件、理事及び監事の任期満了に伴う改選の件が審議、承認されました。また、2024年度事業報告・公益目的支出計画、2025年度事業計画・収支予算書の報告がなされました（新役員名簿及び財務諸表（抄）は別表のとおり）。ご来賓の田中宏治三田労働基準監督署長様から、東京労働局が掲げるスローガン「働く人と職場の未来をつなぐTOKYO2025」の実現に向けて業務を取り組むとのご説明と、行政推進に向け会員の皆様のご理解ご協力を頂きたいとご祝辞をいただき、総会は無事終了しました。

引き続き懇親会に移り、松岡会長の挨拶の後、ご来賓の港区清家愛区長様、東京労働局三浦玲安全課長様、田中宏治三田労働基準監督署長様、東雅人品川公共職業安定所長様から、ご祝辞をいただきました。建設業労働災害防止協会東京支部港分会大坪久代表幹事様のご紹介の後、柳田一行副会長の発声で晴れやかに乾杯が行われました。三田労働基準監督署から西田幸弘副署長様、野口俊也副署長様、安原恵子副署長様、玉置郁生第一方面主任監督官様、寛仁志第二方面主任監督官様、金内歩安全衛生課長様、松崎謙一労災第一課長様、品川公共職業安定所から星野亜弓管理部長様、加藤未来職業相談部長様、安食仁雇用開発第一部長様、原和也雇用開発第二部長様にもご参加をいただき、名刺交換やなごやかな歓談で盛り上がり、米澤和芳副会長の3本締めで盛会のうちにお開きとなりました。



松岡会長（定期総会）



定期総会全景



懇親会全景



松岡会長挨拶（懇親会）



清家港区長様ご祝辞（懇親会）



東京労働局三浦安全課長様ご祝辞（懇親会）



田中署長様ご祝辞（懇親会）



東所長様ご祝辞（懇親会）



柳田副会長乾杯発声（懇親会）



米澤副会長中締め（懇親会）

一般社団法人三田労働基準協会 役員名簿

役員名	氏 名	所 属 事 業 場 名	役員名	氏 名	所 属 事 業 場 名
会長代表理事	松岡 茂喜	松岡冷蔵(株)	理 事	鈴木 淑雄	(株)大林組東京本店
副会長理事	柳田 一行	東洋電信電話工業(株)	理 事	山田 雅士	山田倉庫(株)
副会長理事	米澤 和芳	鹿島建設(株) 東京建築支店	理 事	中山 朝子	東洋水産(株)
副会長理事	遠藤 宏	京浜急行電鉄(株)	理 事	橋本 正吾	日本電気(株)
副会長理事	垣見 俊之	伊藤忠商事(株)	理 事	吉原 純一	東京定温冷蔵(株)
理 事	池田 文伸	東京シップサービス(株)	理 事	虎岩 丈登	(株)小糸製作所
理 事	星野 勇	総合警備保障(株)	専務理事事務局長	宮崎 正行	(一社)三田労働基準協会
理 事	山内アカネ	日本精米製油(株)	監 事	狩野 孝寛	芝信用金庫
理 事	蛭田 仲達	(株)サンリツ	監 事	中島 隆	(株)田町ビル
理 事	文珠川新一	(株)安藤・間			

2024年度正味財産増減計算書《抄》

(2024年4月1日～2025年3月31日) (単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①会費収入	14,964,000	14,299,000	665,000
②事業収入	60,517,115	61,281,386	△764,271
③雑収入	757,151	283,236	473,915
経常収益計	76,238,266	75,863,622	374,644
(2) 経常費用			
①事業費	78,923,919	75,161,428	3,762,491
②管理費	4,690,353	4,828,025	△137,672
経常費用計	83,614,272	79,989,453	3,624,819
当期経常増減額	△7,376,006	△4,125,831	△3,250,175
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
法人税等	1,985,400	3,245,500	△1,260,100
当期一般正味財産増減額	△9,361,406	△7,371,331	△1,990,075
一般正味財産期首残高	219,810,786	227,182,117	△7,371,331
一般正味財産期末残高	210,449,380	219,810,786	△9,361,406
II 正味財産期末残高	210,449,380	219,810,786	△9,361,406

2025年度収支予算書《抄》

(2025年4月1日～2026年3月31日) (単位:円)

科 目	予算額	前年度 予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①会費収入	15,070,000	15,400,000	△330,000
②事業収入	60,799,000	61,529,000	△730,000
③雑収入	365,000	333,000	32,000
経常収益計	76,234,000	77,262,000	△1,028,000
(2) 経常費用			
①事業費	80,478,000	78,719,000	1,759,000
②管理費	4,796,000	4,904,000	△108,000
経常費用計	85,274,000	83,623,000	1,651,000
当期経常増減額	△9,040,000	△6,361,000	△2,679,000
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
法人税等	1,966,000	2,932,000	△966,000
当期一般正味財産増減額	△11,006,000	△9,293,000	—

講習会等のご案内

企画中の講習会をご紹介します。

協会企画の講習会 (お申込の状況により中止させて頂く場合がございます)

※労務管理関係

● ハラスメントに係る相談対応について 7月3日(木)

使用者側で労働法務を取り扱っている弁護士が、最新の裁判例などをもとにハラスメントに係る相談対応について説明いたします。

● 労働トラブルの予防セミナー 7月4日(金)

企業内の使用者・労働者間で起こりうる各種のトラブルに対する、社内での予防や対処の基礎を解説いたします。

● 労働時間・休日・休暇の実務 9月2日(火)

重要な労働条件の1つである労働時間、休日、休暇の実務について、基本的なことから掘り下げた内容まで、元労働基準監督官の特定社会保険労務士が詳しく解説を行います。

● 労務人事担当者基礎講習 9月5日(金)・9月12日(金)

人事・労務担当者として最低限必要な労働法令や労働・社会保険の基礎知識と、これだけは押さえておきたい実務上のポイントについて、企業の労務管理に精通する社会保険労務士がわかりやすく解説いたします。

● 過労死等を防止するための労務管理 10月9日(木)

過労死等を防止するためには、時間外・休日労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等のほか、事業場における健康管理体制の整備、健康診断の実施等の労働者の健康管理に係る措置の徹底が重要です。具体的な事例を織り交ぜながら元労働基準監督官の講師が解説します。

※資格関係

● 安全管理者選任時研修(第2回) 7月1日(火)～2日(水)

安全管理者の選任要件として、一定の実務経験者等であることに加え、厚生労働大臣が定める本研修を修了していることが必要(労働安全衛生規則第5条)となり、また、労働基準監督署への「安全管理者選任報告」提出に際しても、本研修の修了証写しの添付が求められます。

● 衛生管理者受験準備講習会(第2回) 7月16日(水)～18日(金)

衛生管理者試験合格を目指す方のための講習です。業種に関わらず常時50人以上の労働者を使用する事業場では衛生管理者を選任し、その者に衛生に係る技術的事項を管理させなければなりません。

● 安全衛生推進者初任時教育 8月8日(金)

「安全衛生推進者」は一定の実務経験者等から選任するとともに、その能力の向上を図り職務を適切に遂行できるよう本教育を実施することとされています(平18.3.31能力向上教育指針公示第5号)。

● リスクアセスメント担当者養成研修 8月22日(金)

厚生労働省の「リスクアセスメント担当者研修実施要領」に基づく「リスクアセスメント担当者養成研修」を実施いたします。

● 衛生推進者養成講習(第2回) 9月9日(火)

常時10人～49人の労働者を使用する非工業的業種の事業場(企業や支店営業所等の出先)では、労働安全衛生法第12条の2により、一定の実務経験者等から「衛生推進者」(工業的業種の場合は「安全衛生推進者」)を選任し、労働衛生に係る業務を担当させなければなりません。

※詳しくは当協会HPをご覧ください。(開催の有無、日時・会場の変更について、当協会HPに随時掲載いたしますのでご確認をお願いします。)

みなとみた

令和7年6月号 令和7年6月15日発行(年6回発行) 第29巻第4号通巻第170号

[編集発行] 一般社団法人 三田労働基準協会

[編集協力] 労働調査会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5 調査会ビル

TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692

TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>